

2 尾張国郡司百姓等解

S〇〇七一・五〇。一卷。縦二九・二cm、全長一一三五・〇cm。

永延二（九八八）年、尾張国の郡司・百姓らが国守藤原元命の非法を朝廷に訴え解任を要求するために作成した文書。尾張国郡司百姓等解文ともいう。一〇世紀には、受領と呼ばれる国司の最上席者（通常は守）が国務全般を委ねられ、郎等を引き連れて下向し、百姓へ過重な負担を課すなどして利益を得た。尾張国の郡司や百姓は、出挙や調庸の収取などをはじめとして三か条の非法を訴えた。史料編纂所本は、一四世紀初に書写された古写本で、江戸時代末期には東大寺に伝来していた。一条から五条の途中までを欠き、また末尾の二紙は応長元（一三一一）年の補写。古写本には、他に早稻田大学本などがある。掲載した第六条は、元命が、絹の賦課基準を田二町四段あたり一疋から、田一町余あたり一疋に増やしたことを訴える（絹の納入にあたっての換算価格が二分の一以下に切り下げられたことを示す）。

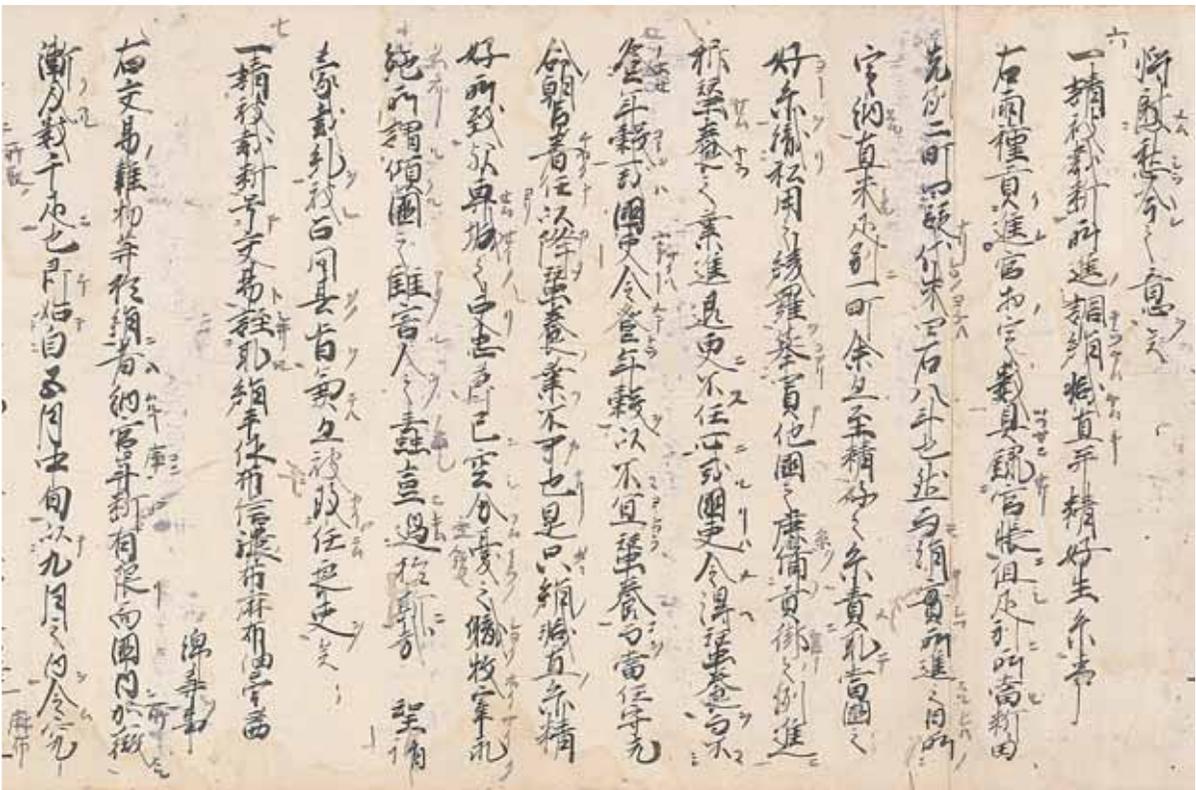
〔参考〕『新修 稲沢市史』資料編三（一九八〇）。阿部猛『尾張国解文の研究』（大原新生社、一九七二）。

〔第六条釈文〕（校異傍書アリ）

一、請被裁断所進調絹減直并精好生糸事

右、兩種貢進官物定数、具録官帳、但定別所当新田、先例二町四段、代米四石八斗也、然而絹実所進之日、所定納直米疋別一町余、亦至精好之糸、責取当国之好糸、織私用之綾羅、挙賣他国之麩。備貢御之例進、抑

蚕養之業、進退更不任心、或国吏令得蚕養、而不登年穀、或国吏令登年穀、以不宜蚕養、而当任守元命朝臣着任以降、蚕養業不可也、是只絹減直糸精好所致歟、専城之吏、忠節已空、分憂之職、牧宰永絶、所謂傾国之讎、害人之蠱、豈過於斯哉、望請、蒙裁糺、被召問其旨、兼亦被改任良吏矣、



2 尾張国郡司百姓等解